

京都市告示第 191号

平成22年7月27日京都市告示第181号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和3年6月22日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
社会福祉法人京都市 右京区社会福祉協議 会に対する寄附金	京都市右京区太秦下刑部町 12番地	当該法人の 主たる目的 である業務	平成22年1月1日 以後に支出された寄 附金

(行財政局税務部税制課)